



佐賀県公報

平成16年
12月20日
(月曜日)
第 12548号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

- 青少年に有害な図書等の指定 (七三五・こども課) 一
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (七三六・地域福祉課) 二
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (七三七・) 二
- 生活保護法に基づく訪問看護事業者の指定 (七三八・) 二
- 土地収用法に基づく事業の認定 (七三九・土地対策課) 三
- 字の区域の変更 (七四〇・市町村課) 四
- 県営金立南部地区土地改良事業計画変更決定 (農地整備課) 四
- 県営飯田地区土地改良事業計画変更決定 () 五
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 五

○ 告 示

●佐賀県告示第七百三十五号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十六年十二月二十日

佐賀県知事 古 川 康

種 類	指定番号	題 名	製作発行所等	雑誌コード等	指 定 理 由
雑誌	16-203	ウオーA組 マガジンW0oooo! 1月号増刊	(株)マガジン・ マガジン	08398-01 ◎2005-1/29	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	16-204	Chuッスペシャル 1月号	(株)ワニマガジ ン社	16151-1	
"	16-205	本当にあった人妻の浮気話 1月号	ミリオン出版 (株)	18123-01	
"	16-206	ZIGEN ekciting 本当にあった浮気話 Vol. 9	大洋書房	18124-1 ◎-1/15	
"	16-207	メンズ MS' アクション 12月号	双葉社	08595-12	
"	16-208	URECCO gal 1月号	ミリオン出版 (株)	01865-1	
"	16-209	ガールフレンズ No.175 1月号	若生出版(株)	02333-01	
"	16-210	DOPE [ドープ] ザ・ベスト MAGAZINE オリジナル 12月号増刊	KKベストセ ラーズ	04040-12 ◎2005.1/30	
"	16-211	爆写 本当にあった人妻の淫らな話 VOL. 2 本当にあったみだらな話 1月号増刊	(株)一水社	18118-1 ◎-2005 1/27	
"	16-212	PENT-JAPAN 1月号	ぶんか社	07933-1	
"	16-213	ザ・ベストマガジンスPECIAL No.137 12月号	KKベストセ ラーズ	14077-12	

●佐賀県告示第七百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成十六年十二月二十日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	廃止年月日
医療法人 南里泌尿器科医院	佐賀市松原三丁目三番一〇号	平成一六・一一・一
山口内科医院	武雄市武雄町大字武雄七一九〇番地	平成一六・一〇・一
Y. H. C 矢山クリニック	佐賀郡大和町大字尼寺三〇四九番地四	平成一六・一一・一
高木瀬薬局	佐賀市高木瀬東二丁目一五番四号	〃
有限会社ひとみ薬局	佐賀市南佐賀一丁目一三番六号	平成一六・一〇・一
あさひ薬局下西山店	武雄市武雄町大字武雄五七八九番地一	平成一五・三・一

●佐賀県告示第七百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成十六年十二月二十日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
医療法人 三和会兵庫整形外科	佐賀市巨勢町大字修理田一二二六番地三	平成一六・一一・一
医療法人 南里泌尿器科医院	佐賀市松原三丁目三七番三号	〃
Y. H. C 矢山クリニック	佐賀郡大和町大字尼寺三〇四九番地四	〃
坂田齒科医院	小城郡小城町一九一番地	平成一六・一一・一五
神代薬局松原店	佐賀市松原三丁目一番一三号	平成一六・一一・一
らいふ薬局兵庫店	佐賀市巨勢町大字修理田一二二六番地四号	〃
今泉薬局鍋島アーガス店	佐賀市八戸溝三丁目二番二〇号	〃
高木瀬薬局	佐賀市高木瀬東二丁目一五番四号	〃

●佐賀県告示第七百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の訪問看護事業者を指定した。

平成十六年十二月二十日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定年月日 平成十六年十月一日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 医療法人杏仁会
 所在地 佐賀市神園三丁目十八番四十五号
- 三 事業所の名称及び所在地
 名称 医療法人杏仁会訪問看護ステーションにじいろ
 所在地 佐賀市神園三丁目十八番四十五号

●佐賀県告示第七百三十九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成十六年十二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 起業者の名称

鹿島市

二 事業の種類

鹿島市肥前浜宿街なみ環境整備事業による八宿小公園整備事業

三 起業地

(1) 収用の部分

佐賀県鹿島市浜町字平松地内

(2) 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(1) 法第二十条第一号の要件への適合性について

鹿島市肥前浜宿街なみ環境整備事業による八宿小公園整備事業(以下「本件事業」という。)により整備する小公園は法第三条第三十二号に該当し、また公園敷地内に設置する地下式防火水槽は法第三条第十九号に該当する。

よって、本件事業は、法第二十条第一号に掲げる要件を満たすと判断される。

(2) 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業は、国土交通省が作成した街なみ環境整備事業制度要綱(以下「要綱」という。)に基づく街なみ環境整備事業(以下「街環事業」という。)の一部として実施される事業であるが、要綱で街環事業は市町村が

施行すると規定されていること、また鹿島市は、要綱に基づき既に街なみ環境整備方針(以下「街環整備方針」という。)及び街なみ環境整備事業計画(以下「街環整備計画」という。)を定め、国土交通大臣の承認及び同意を受けていること、さらに一般会計で既に財源措置を講じていることから、起業者である鹿島市は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

よって、本件事業は、法第二十条第二号に掲げる要件を満たすと判断される。

(3) 法第二十条第三号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

肥前浜宿には白壁土蔵の町屋建築や酒蔵、草ぶきの建物等の伝統的建造物が多数残っており、平成九年度及び平成十年度に鹿島市が実施した「鹿島市浜宿伝統的建造物群保存対策調査」で、その歴史的価値が高いことが明らかにされた。これを受けて鹿島市は、街環事業により、伝統的家の保存修復や修景を図り個性と統一感のある街並み景観を創出するとともに、来訪者等を街路の散策に促すような遊歩道や公園等の公共的施設を整備することとした。

本件事業は、街環整備計画で定められている小公園の整備事業であり、蔵づくりの建物が建ち並ぶ歴史的な景観に配慮した町屋の復元を行うとともに、公共便所や地下式防火水槽の設置を行うこととしている。

これにより、現在、公園がない街なみ環境整備事業地区(以下「街環整備地区」という。)に、住民や来訪者の休憩、交流及び活動の場が創出されるとともに、公共便所及び防災施設の不十分な整備状況が改善され、伝統的な景観の再生・保存と活性化に寄与することが見込まれる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと判断される。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、鹿島市が平成十五年度に、街環地区内権利者等により構成され、区域の良好な街並みの形成方針等に係る検討を行う組織である肥前浜宿地区まちづくり協議会に協議し、策定した街環整備計画に定められた事業であること等から、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものと判断される。

ウ 代替案について

街環整備計画によって定められた街環整備地区の中でも、憩い、防災等の面で主要となる酒蔵通り沿いの地区から、伝統的建造物を避けた二候補地を選定し、防犯、利便性等の社会的条件、機能的な施設配置の可否等の技術的条件及び事業費を総合的に勘案して検討がなされた結果、最も適切な候補地が採用されている。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を満たすと判断される。

(4) 法第二十条第四号の要件への適合性について

近年、伝統的建造物の老朽化が進行していること等から、肥前浜宿独自の街並み景観を継承するためには、緊急に保存、修復等の措置を行う必要があること等から、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の目的を実現するために必要な範囲であると認められる。

さらに、収用の範囲はすべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

よって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められる

ため、法第二十条第四号に掲げる要件を満たすと判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第二十条各号の要件をすべて満たすものと判断されるため、同条の規定に基づき事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

鹿島市まちなみ活性化課

●佐賀県告示第七百四十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、北波多村の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同村長から届出があった。

右の処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二十第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十六年十二月二十日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の名称	同上	編入する区域
-------------	----	--------

大字成洲字釜蓋	大字成洲字貝の口一七三七九八、一七三七二六五、一七三七三三三 五及び一七三七三三六並びにこれらに伴う道路の区域
---------	--

○ 公 告

県営土地改良事業（工場整備）金立南部地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年12月20日

<p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業（(仮場整備) 金立南部地区の変更後の土地改良事業計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成16年12月21日から平成17年1月25日まで</p> <p>3 縦覧の場所 佐賀市役所</p> <hr/> <p>県営土地改良事業（(仮場整備) 飯田地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成16年12月20日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業（(仮場整備) 飯田地区の変更後の土地改良事業計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成16年12月21日から平成17年1月25日まで</p> <p>3 縦覧の場所 鹿島市役所</p> <hr/> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。</p> <p>平成16年12月20日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1353 1137 1426 1659">指定番号</th> <th data-bbox="1353 1659 1426 1899">指 定 位 置</th> <th data-bbox="1353 1899 1426 1966">指 定 年 月 日</th> <th data-bbox="1353 1966 1426 2119">幅 員 (メートル)</th> <th data-bbox="1353 2119 1426 2222">延 長 (メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1238 1137 1353 1659">19</td> <td data-bbox="1238 1659 1353 1899">唐津市和多田先石3889番1</td> <td data-bbox="1238 1899 1353 1966">平成16年12月7日</td> <td data-bbox="1238 1966 1353 2119">5.00</td> <td data-bbox="1238 2119 1353 2222">35.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。</p>	指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	19	唐津市和多田先石3889番1	平成16年12月7日	5.00	35.00
指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)							
19	唐津市和多田先石3889番1	平成16年12月7日	5.00	35.00							

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年十二月二十日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画（株）